四　強制抑留の実態調査等として行う措置のうち前二号に規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項
五　強制抑留の実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項
六　強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項
七　その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

3　政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（罰則）

第十四条　第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十四条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　第三条第二項の規定にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができない。

（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正）

第三条　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。

附則第七条中「第十三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加える。

（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正）

第四条　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条ただし書中「、公布の」を「公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（特別給付金の支給に関する業務以外の業務の基金の解散前における終了等）

第二条の二　基金は、附則第一条ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条、第四条及び第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務を行わないものとする。

2　基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、附則第一条ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。

総務大臣　原口　一博
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　菅　**直**人